

水道事業の民営化に反対する意見書

2013年、麻生太郎副総理が米国で、「日本の全ての水道事業を民営化する」と発言して以来、政府は水道事業の民営化を推進しようとしている。

2011年の改正水道法によると、第11条において「水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。」としている。今国会ではさらなる水道法改正によって官民連携のコンセッション方式の導入により民営化の推進を図ろうとしている。

つまり、水は命を守る生命線であることから公共で行い、料金が払えないなどいかなる事情があってもとめてはならないとしていたことが、民営化によって根本から覆されようとしている。

海外の事例を見ても、水道事業を民営化したボリビアでは、グローバル企業の参入によって水道料金ははね上がり、払えなくなった人々がためた雨水まで有料化され、ついには国民の反発によってグローバル企業は撤退した。

水道事業は、国民の命を守るために自治体や国が責任を持って行う事業であって、グローバル企業初め特定の業者の利益のために行う事業ではない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、水道事業の民営化を推進する法改正をしないよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴光